

松本市中原淑子育英基金奨学生募集要領

(令和7年度)

松本市中原淑子育英基金奨学金の給付を希望される方は、以下の事項を確認のうえご応募ください。

1 奨学金を申請できる方の要件

- (1) 令和8年4月に大学(短期大学を含む。以下「大学等」という。)に在学し、又は入学予定であること。
※小中学校等の教員免許を取得できる学部であれば、教育学部以外でも構いません。
- (2) 本人又は家計支持者が申請日から起算して過去1年以上松本市内に住民登録を有すること。
- (3) 大学等の卒業後、直ちに、教員として長野県内の小中学校等に就業する意思があること。
- (4) 経済的な理由により、修学困難と認められること。
- (5) 成績優秀かつ品行方正であり、修学意欲が認められること。

2 奨学金給付内容

月額4万円(原則、6か月分ずつを年に2回振込みます。)

※大学等の卒業後、すぐに長野県内の小中学校において教員として就業しない(する見込みがなくなった)とき等、返還を要する場合があります。詳細は規則をご確認ください。

3 応募書類(様式は松本市ホームページからダウンロードして作成してください。)

- (1) 松本市中原淑子育英基金奨学金給付申請書(様式第1号)
- (2) 松本市中原淑子育英基金奨学金推薦書(様式第2号)
- (3) 調査書
(2)および(3)は、大学等の入学前に在籍していた高等学校(中等教育学校、特別支援学校の高等部、及び高等専門学校を含む。以下「高等学校等」という。)で作成していただくものです。この調査書を、推薦書様式に記載の「成績証明書」とみなします。高等学校卒業程度認定試験合格により大学等に入学した(する予定である)場合は「合格成績証明書」を提出してください。
- (4) 奨学生身元保証者(連帯保証人)になろうとする者の納税証明書 1通
住民登録地の市役所等で、「市税に滞納がない旨の証明書」を取得し提出してください。
奨学生身元保証者(連帯保証人)が松本市に住民登録を有する場合、提出不要です。
- (5) 住民票謄本の写し 1通
- (6) 所得課税証明書(同一生計世帯で収入がある者全員分) 1通
(5)および(6)は、同一生計世帯の全員が松本市に住民登録を有する場合、提出不要です。同一生計世帯員のうち、松本市に住民登録のない方がいる場合、その方の(5)と(6)の提出が必要です。

4 応募期限

令和7年12月24日(水) ※厳守

5 手続書類の提出先および問い合わせ先

〒390-0874

松本市大手3丁目8番13号 大手事務所4階

松本市教育委員会 学校教育課 学務担当(担当:大島)

電話 0263-33-9846 メール g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp

6 その他

- (1) 奨学生は、選考により決定します。
- (2) 選考結果は採否にかかわらず、令和8年2月中に通知する予定です。
- (3) 個人情報 は奨学生の選考のみに使用し、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。